

日薬連発第 563 号
2026 年 7 月 31 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

【周知】医薬品、医療機器等を運搬する緊急車両への給油の取扱いについて（依頼）

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、下記及び別添事務連絡のとおり協力依頼がありましたので、貴団体加盟企業への周知方よろしくお願いいたします。

【厚生労働省医政局 医薬産業振興・医療情報企画課からの連絡文】

熊本地震対応にご尽力いただきありがとうございます。

優先給油について、ご要望がありましたので、別添のとおり事務連絡を発出しますので、ご承知おきいただき、周知をお願い申し上げます。

能登との違いは、別紙の通り車両情報やルート等を事前に送付いただき、経産省側で中核 SS を指定いただくスキームになっています。

(能登は事務連と〇薬持参だけで可だった。)

別紙については、×切りは、給油希望日の前日 12 時とさせていただきます。

恐縮ですが、団体ごとにとりまとめていただき、大胡田、古江、本田あてにメールにてお送りをお願いいたします。

被災地の関係者も混乱をしておりますので、ご要請は真に必要なものとしていただければ幸いです。

注意事項は以下の通りですので、併せてご伝達ください。

- ・ 支払いは、SS の対応する支払い方法でお願いします。
- ・ 要請数が多量にあった場合等、オペレーションを変更する場合がありますのでご留意ください。(その際は、改めて連絡します。)
- ・ 多数の要請を受けているため調整は順次行っています。
- ・ 給油量は、在庫状況によっては制限する場合があります。
- ・ 許可証は見える場所に掲示して下さい。

以上